

どう取り組む？ 東日本大震災被災地への 復興支援

(無会派)

問

本年5月に実施された西条市議会東日本大震災現地調査において、未だに残るがれきの山や先の見えない福島第一原子力発電所事故の影響など被害の状況は深刻で、被災地の復興にはまだまだ時間がかかるものであることを痛感した。目前に迫る南海地震などへの心構えを高めるためにも、いっそうの被災地への復興支援に取り組むべきではないのか。

また、5月19日には福島県相馬市との間に、災害時における



相馬市と災害時等における相互応援に関する協定を締結

相互応援に関する協定が締結されたが、本市における被災地への復興支援の現状と今後の取組について問う。

答

被災地への復興支援については、東日本大震災の発生以降、福島県相馬市や岩手県大槌町、陸前高田市に対して本市独自に支援を行うとともに、愛媛県と連携し、宮城県山元町、亘理町などにも支援を行ってきたところである。

支援の内容については、物的支援として、市の備蓄品や市民の協力を得て毛布、食料、飲料水、医療、娯楽品など約32万点の物資を提供するとともに、義援金として、市民からの約3千600万円を含む約5千600万円を、日本赤十字社を通じて被災地へ送金した。人的支援としては、災害直後に緊急消防援助隊を派遣するとともに、順次、養護教諭や保健師、一般職員など22名を派遣し、現在も2名が被災地で支援活動を続けている。

また、今後の取組としては、市民への意識啓発として被災地のパネル展示や講演会を継続的に行うとともに、市職員などに対しては、防災・減災体制の見

直しと更なる体制強化を図るため、引き続き被災地へ職員などを派遣し、視察を行うとともに、ボランティアを含めた復興支援の在り方などの検討をしたいと考えている。

このような中、5月19日に、福島県相馬市と災害時相互応援協定を締結し、協定に基づき、引き続き技術職員の派遣を続けるなど被災地の実情に応じた支援に取り組むこととしている。

請願

6月定例会における請願の審査状況は、次のとおりです。

【審議未了】

- ・「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願

【継続審査】

- ・年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願

- ・原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願

- ・消費税増税法案を撤回し、不公平税制の是正を求める請願
- ・「社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないこと」を国に求める請願

- ・「子ども・子育て新システム」の法制化に反対の意思を表明し、法案撤回を政府に求める意見書提出についての請願

委員会提出議案

6月定例会最終日に、総務委員会から下記の意見書が提出され、原案可決された後、政府関係機関に提出されました。

四国地方整備局等の国の出先機関の廃止等に反対する意見書

現在、地域主権改革の一環として、国の出先機関の原則廃止の取組を進めるため、「国の特定地方行政機関の委譲に関する法律案（仮称）」の検討がなされている。

四国においても、四国地方整備局や四国経済産業局など国の出先機関について、その機能を地方へ権限委譲する方針がじゅうぶん議論がなされないまま進められようとしている。

国の出先機関については、今般の東日本大震災や紀伊半島における水害など広範囲に甚大な被害が発生した際に、被災直後から市町村と一体になって迅速かつ懸命な救護活動やインフラなどの早期復旧に大きく関わり、地域における重要性が改めて認識されたところである。

四国は温暖な気候と恵まれた自然環境を有する一方、地形が急峻で地質が非常に脆弱なことに加え、幹線道路ネットワークの整備が遅れていることから、台風や豪雨などの災害発生時には幹線道路や生活道路の多くが寸断され、地域の生活や産業・経済に大きな影響を及ぼしている。

また、近い将来発生が予測される東南海・南海地震やそれに伴う津波への対策など、防災対策や危機管理体制の拡充も急務になっている。

こうしたことから、国においては、住民の生命や財産、地域の産業・雇用を守ることに對して責任を有する基礎自治体の意見を聞き入れ、台風や地震などの大規模な自然災害に対する広域的な危機管理体制の確保をはじめ、道路や河川、堤防などの資本整備への社会的責任を果たすため、四国地方整備局等の出先機関の廃止などを行わないよう強く要望する。